

# 仙台市民オンブズマン—発足の経過と活動



仙台市民オンブズマン発会式 ('93.7.24)



—— 高橋輝雄  
代表に聞く

## オンブズマンは何をするため につくったのですか

設立の目的と動機についてのお尋ねとしますので、その線に沿ってお答えします。

まず目的ですが、私達の会則によれば「行政等の不正・不当な行為を監視し、その是正を求める活動」を行うと規定されています。そしてその目的を達成させるための手段として、情報公開請求や公開訴訟、住民監査請求や住民訴訟、その他公開質問状や意見書の提出など、あらゆる可能な手段を取ります。論より証拠、私達が仙台市民オンブズマンを設立以来、これまで実際に行ってきた主な活動を紹介して、御質問に対する回答とさせていただきます。①ふるさと仙台環状公園構想に基づく青葉山・大年寺山の土地買収をめぐる疑惑に対する住民監査請求・住民訴訟（現在4件の訴訟提起）、②宮城県知事・仙台市長交際費の開示請求（毎月実施）、③カラ出張・交際費名目による裏金捻出问题で本間前県知事らを仙台地検に告

発（告発人3千人余り）、④仙台清掃公社委託料問題の住民監査請求、⑤県と仙台市に対する公的オンブズマン制度導入についての申し入れ、⑥仙台市顧問制度の廃止を求める意見書の提出等々です。

設立の動機は、ここ数年来、県政や市政の不正や腐敗が原因ではないかと思われる事件が発覚しても、行政の内部においても議会によっても真相解明のための努力がなされずに、結局ウヤムヤに終わっている例が少なからずあったことに対する怒りにあります。このような事態を目の当たりに

# オンブズマン

NO. 1 / 1994. 10. 15

発行

仙台市民オンブズマン  
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F  
宮城地域自治研究所内  
TEL・FAX (022) 261-5029

しながら黙って見過ごすことは非常に腹だたいいことです。そこで何人かで語り合って、調査・研究の上創りました。

## そもそもオンブズマンとは どういう意味ですか

オンブズマンとは、古くゲルマン民族において不法行為の被害者が加害者から損害金を取り立てるために依頼した中立的代理人を指す言葉として使われていたようです。しかし現在、一般的に使われているオンブズマンの意味は、特にスウェーデンにおいて長い歴史的経過の中で形成されてきた意味、即ち公正中立の立場に立って国政特に行政を監視する機能をもっている国民・市民の代理人の意味で使われています。今ではこのオンブズマン制度は、各国で国の制度として普及していますが、残念ながら日本にはありません。自治体レベルでは、平成2年に川崎市において、はじめて条例に基づいて「川崎市民オンブズマン」が創られました。

ところで私達が創った「仙台市民オンブズマン」はもちろん公的な制度ではなく、自ら市民の代理人としての自覚と自負をもって、県や市の行財政活動を監視しようとする私的で自立的な機関です。公的オンブズマン制度のある国ではどこでも、人格高潔で識見豊かな人が選ばれているそうなので、自らオンブズマンを名乗るのはいささか面映ゆい感じがしないではありません。しかし、私達オンブズマン一同、少なくともオンブズマンの間は、公的にも私的にも後ろ指を指されるようなことのないように努力をしようと思っています。

## どういいきさつで仙台市民オンブズマンに加わったのですか

この御質問にお答えするには、仙台市民オンブズマンの設立経過からお話する必要があります。それは結論的に言って2つの流れが合流してできました。1つは「花京院事件」の流れです。これは仙台市が国鉄から花京院にある土地を取得しましたが、その取得手続や賃貸の経過に疑惑があり、そこで前仙台市長を相手に住民訴訟を提起し今も続いている事件です。この事件には当オンブズマ

ンの何名かも加わっていますが、その人達はその事件を扱う中で行政の腐敗の構造を痛感し、市民レベルでの行政の監視機構が必要であると感じました。もう1つの流れは、私も加入している「宮城地域自治研究所」の活動です。この研究所では一昨年「仙台はいまー市民運動からの直言」と題するブックレットを発刊しましたが、その作業を通じて、市民の行政に対する不満、特に行政の不透明性に対する不満が大きいことを知りました。そのような中で、誰からともなくオンブズマン設置の必要性の話が出され、どうせつくるなら花京院事件の関係者にも呼びかけて創ろうということになり、話が具体化していったものです。私もたまたまその中の一人にいたものですから必然的にオンブズマンの一人に加わったものです。

しかしこれはあくまで設立のきっかけの話でありまして、その関係者だけでつくろうなどとの発想は当初からありませんで、むしろ、できるだけ幅広い層から多士済々の人がなってくれることを望んでいます。

## ズバリ、情報源を教えてください

公的オンブズマンであれば、行政に不正の疑いがあり、調査の必要があれば、その公的権限をもって各行政部局等に対し関係文書の提出を求めたり、担当者から直接事情聴取をしたりすることもできます。しかし私達は私的な団体でありますから右のような調査権限もなく、また行政内部に特別な情報網をもっているなどということもありません。そこで情報源と言えば第1に新聞などのマスコミ報道です。先程いくつかの活動の具体例をあげましたが、その多くのきっかけはマスコミ報道です。それをきっかけに関係者から事情を聞き、



例会風景

必要があれば情報公開請求をして事実を確認したり、新たな情報をとったりします。しかし最近では市民からの情報提供が多くなっています。その中には重要な情報もあり、いずれは具体化しなければならぬものもいくつかあります。これは私達の活動もやっと市民から認知され好意的に見られている証しではないかと喜んでいますが、当然のことですが、情報をもらすようなことは絶対にしませんので、今後ともどんどんと寄せてもらえればと思っています。

## オンブズマンになって弁護士 の仕事は減りましたか

特に減ったとか増えたとかいうことはありません。ただ、ほとんどの依頼者からは「よくやっている」と励まされ好意的に思ってもらっているので、その分だけ「得」をしているかもしれません。私達も設立する前、オンブズマンの先進地に調査旅行に行った際、ある県のオンブズマン（弁護士）に同じ質問をしたことがあります。その人は自民党の顧問もしていたが、オンブズマン活動を始めてから仕事が減ったということはないと言っていました。考えて見ればそれは当然のことだと思えます。私達のやっていることは、一部行政と結びついてむさぼっている大企業には気に入らないかもしれませんが、その他の多くの企業や市

民の利益に反するようなことはしていないはずですから。

## マスコミに登場する機会が増えて周囲の 見る目はどう変わりましたか

正直言いまして、当初はテレビにしる新聞にしるマスコミに出る度に緊張し、周囲の評価も気になっていましたが、慣れというかこのごろは自然体で接することができるようになりました。未だ直接に悪意の中傷に接したことがないのは幸せだと思っています。ただ法廷活動を含め実務面はほとんどしないのに、代表であるため名前だけは私が出ることに、何んとなく申し訳ないような気がします。1年後には別の人にこの気持ちを味わってもらいたいと思います。

## オンブズマンの資格・任期・運営・財政 はどうなっていますか

資格は会員2名の推薦で総会の承認を必要とします。任期は4年です。役員は任期は1年です。運営は総会の決定に基づいて役員会が行っています。実際は毎月オンブズマン全体で例会を開き、重要事項はそこで決めています。財政はオンブズマン個人の会費（現在年3万円）と寄付金で賄っています。この度タイアップグループから多大な寄付金をいただきました。謝！謝！

## 仙台市民オンブズマン会則

### 【名称】

第1条 当会は仙台市民オンブズマンと称する。

### 【事務局】

第2条 当会の事務局を宮城地域自治研究所に置く。事務局員は代表が委嘱する。

### 【目的】

第3条 当会は、地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、これを是正することを目的とする。

### 【活動】

第4条 当会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動
- (2) 地方公共団体等の情報公開を求める活動
- (3) 機関紙の発行
- (4) その他目的達成に必要な活動

### 【会員】

- 第5条 当会は、会の目的に賛同する住民で構成する。会員となるには、会員2名の推薦と、総会の承認を必要とする。
- 2、会員の任期は4年とする。但し、総会の議を経て継続して任にあたることを妨げない。
  - 3、会員は、当会を特定の政治目的に利用してはならない。

### 【機関】

- 第6条 当会に次の機関を置く。
- (1) 総会

総会は年1回代表が招集する。必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会は次の事項を議決する。総会の定足数は会員の2分の1とし、表決数は出席会員の過半数とする。

- ① 年間の活動計画
- ② 予算および決算
- ③ 会則の改定
- ④ 役員を選出
- ⑤ 会員資格の審査
- ⑥ その他必要と認める事項

### (2) 役員会

役員会は代表が随時招集する。役員会は総会の決定に基づき、会の運営にあたる。

### 【役員】

- 第7条 当会に次の役員を置く。
- (1) 代表 1名
  - (2) 副代表 若干名
  - (3) 事務局長 1名
- 2、役員は任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

### 【会計】

第8条 当会の経費は会員の会費および寄付金をもってあてる。

- 2、会計年度は4月1日から3月31日までとする。

附則 この会則は1993年7月24日より施行する。

# 青葉山、大年寺山裁判のゆくえ



松澤陽明弁護団長に聞く



松澤陽明さんは、今、訴訟中の青葉山・大年寺山訴訟の弁護団長ということですが、オンブズマンとしては、他にどんな訴訟をしておりますか

大年寺山の用地買収の際、仙台市職員の依頼で職務に反し高額不動産鑑定評価を行った鑑定業者らを相手に、鑑定料を仙台市に返すように求めている「鑑定料返還訴訟」。

大年寺山の再鑑定書の情報公開請求に対し、仙台市が公開しなかったことの取消を求めている「再鑑定書非開示決定取消訴訟」の2つがあります（この訴訟は、その後仙台市が再鑑定書を一部を除いて開示しましたので、取り下げました）。

青葉山・大年寺山訴訟がどういう訴訟なのか簡単に説明していただけますか

青葉山訴訟は、青葉山の山林約21haを仙台市が時価よりも高い値段で購入したから、正当な価格との差額の21億円余を市に損害賠償として支払えと当時の市長である石井亨に請求しているものです。又、不動産鑑定に関わった鑑定業者にもその一部である1,000万円又は2,000万円の支払いを求めています。

大年寺山訴訟は、仙台市が大年寺山の公園用地を時価の約4倍という高価で購入したことの問題を追及するものです。訴訟は2つあります。ひとつは売主に対し、法外の売買契約なので契約は無効であるから代金約15億円を返せという訴訟、も

うひとつは、前市長や市の職員および鑑定業者に対し、仙台市が代金を支払って損をした金額を仙台市に損害として賠償せよというものです。

本来ならば、こうした問題は、監査委員が適切に措置をすれば解決するものですが、私たちの住民監査請求を監査委員は取り上げませんでした。

今、お話しに出た住民監査請求では、監査委員はどのように判断したのでしょうか

大ざっぱに言えば、青葉山については「手続は適正であり、値段も鑑定に基づくものであって問題はない」という判断です。大年寺山については「手続上問題点がある」「値段も不当に高額であったおそれがある」としながら「市長に善処を要望するので、措置勧告はしない」と監査委員の職務を「放棄」したかのような判断をしました。

大年寺山問題では、市は独自の調査委員会を設けたようですが、調査委員会はどのような調査結果を出したのでしょうか



調査委員会の結論は、手続の杜撰さを指摘したものの、高額で買い取ったのは鑑定業者の鑑定額が正当な範囲内にあると担当者が考え

たためだったとして職員のミスを手続上のミスのみ限定しました。調査結果をうけて職員の処分は手続上のミスを問うだけの軽いものになりました

た。誰も仙台市に損害を与えた責任をとらないという無責任体制を結論づけるための委員会だったと評価されてもやむをえないでしょう。

青葉山訴訟は、どこまで進んでいますか。この後の見通しは

基本的な証拠や主張がそろってきた段階です。大年寺山問題と異なり、青葉山については、売主との交渉の経過や鑑定の問題が表面に表れていません。従って今後値段の再鑑定をしていくことが不可欠ですし、4通の鑑定書が不自然に似かよっていることや周辺土地の鑑定評価とのくいちがい等を根気よくとりあげ事実経過をあぶりだしていかなければと思っています。

大年寺山訴訟は、どこまで進んでいますか。この後の見通しは

大年寺山訴訟は値段の法外さが再鑑定で明白になったことから、あとは理屈の勝負となっています。誰がどのように関与したのかという事実をはっきりさせていきながら、訴訟を進めます。争点は、職員にどこまでの責任があるかという点と、監査請求の期間制限（被告らは、監査請求時点が遅いし、請求時点が遅かったことについて正当理由もないから訴えは不当だと抗弁しています。）の点です。

大年寺山訴訟では、局長以下課長級の職員まで対象にしていますが、その辺の事情をおきかせ下さい



青葉山の現地調査（'93.10.31）



大年寺山の現地調査（'93.10.31）

青葉山公園も大年寺山公園も自治省関連で出てきており、自治省出身の前市長石井亨の意向が働いているように感じられますが、職員に対する現市長の調査が及び腰で、職員の責任感覚が市民とズレているのではないかと考え、事実関係をはっきりさせ、責任を明確にすることが必要と考えました。

大年寺山問題では、市会議員が関与したようですが、そのことは、訴訟でも問題になりますか  
事実関係として問題化すると思います。

大年寺山問題では、市長が公有財産価格審議会の答申を受けて、売買契約の合意解除の交渉を行うといった意向のようですが、そのことの訴訟への影響は

合意解除され、正当な再契約が結ばれるのであれば、それにこしたことはありません。そうなれば、目的達成で訴訟は終了するでしょう。

これらの訴訟に取り組む上でタイアップグループの皆さんに期待することは何かありますか

青葉山訴訟は再鑑定するとなれば多額の費用がかかりますので支援をお願いします。又、訴訟の内容も、このインタビューの回答は非常に大雑把ですので、より詳細なパンフ等も発行して市民の関心を高めていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。今後も何かと説明していただく機会があると思いますので、宜しくお願い致します。



# 本間前知事らによる1,000万円裏金づくり

—— 齋藤拓生弁護士に聞く

## 告発人は何人集まりましたか

平成6年3月1日に告発状を提出した時点では、時間の制約もありオンブズマン17名だけが告発人となりました。告発状提出後、広く市民の方々に呼びかけ、1ヵ月足らずの間に、県外の方も含め約3,500人の方々に告発人になって頂きました。この問題に対する県民の方々の関心の高さに改めて驚きました。

## 検察庁は、いまどんな動きをしていますか

検察庁では詳しいことを明らかにしていませんが、事件として立件する方向で鋭意捜査を進めていると聞いています。

詐欺罪及び虚偽公文書作成罪・同行使罪で告発しているわけですが、本命は何といっても詐欺罪です。検察庁が、裏金作りの手段にすぎない虚偽公文書作成罪・同行使罪だけを立件して、お茶を濁すことがないよう、この問題に対する県民の方々の関心を持続し、検察庁に対する働きかけを強める必要があると思います。

## 告発によって何を問題にしようとしているのですか

告発事実の要旨は、本間前知事が、秘書課長らに指示して、出張費等の不正操作により1,000万円の裏金を捻出した、というものです。1,000万円の裏金が作られていたこと自体は、県の内部調査でも認められています。(ただし、県の内部調査では、1,000万円の裏金は手つかずのまま秘書課の金庫に保管されていた、としています。)

このような公私混同が許されないことは、小学生にだって分かることです。民間会社の社長といえども、会社の業務とは無関係の用途に使うために、会社のお金を流用することは許されません。



一番町での街頭宣伝 ('94.4.16)

まして、知事が県民の血税でまかなわれている公金に手を付けるなど言語道断です。裏金となった1,000万円が現に使われていたかどうかは、本質的な問題ではありません。

## 秘書課だけではなく他の部課でもあるという声についてはどう思われますか

断定は出来ませんが、金額の大小はともかく、他の部課でも同様のことが行われていたのではないかとの疑念はないとはいえません。今後とも、情報公開制度を活用する等して、公金の使途についての監視を強めていく必要があると思います。

## 問題の発生の原因はどこにあると思いますか

今回のカラ出張問題を本間前知事個人の資質の問題とする見方も一部にあります。

しかし、そのような見方は誤りだと思います。本間前知事による1,000万円もの裏金捻出を結果的に放任してしまった宮城県庁の内部組織、職員の意識こそが問題だと思います。その点が改善されなければ、いくら知事が代わっても今回のような事件が再発するおそれがあります。

今回の告発において、本間前知事だけでなく秘書課長と秘書課長補佐も被告告発人としたのは、そのような考えに基づくものです。

# タイアップグループとは

—— 佐久間敬子会長に聞く



## 結成の動機は

仙台市民オンブズマンは、市民の代理人として、行政監視活動を手弁当で献身的に続けています。この活動を長続きさせるためには、どうしてもオンブズマンと共に活動し、支援する市民の組織が必要だと思ったからです。

## タイアップグループという 名称の由来は

いろいろ意見があったのですが、単に支援するだけでなく、オンブズマンと連帯し共に行動するという趣旨が活かされるということで、「タイアップ」としたものです。

## 加入資格・入会基準は

会則上は「仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人」となっています。ただ現在の会員は、すべてオンブズマンの紹介により入会いただいた人たちです。ですから、全員がオンブズマンとつながりがあります。それがいわば今度の入会基準となっていたわけですが、今後もう少しタイアップグループを強化していくうえで、どんな資格審査・入会基準を作るか、いま検討しているところです。一方では、大勢の人に加入していただきたいと思うのですが、他方では、グループの結束を維持し全員が協調して行動していかなければなりません。この二つの要請にかなう基準を考えたいと思います。

## どんな人が何人

現在129名です。加入者は千差万別、あらゆる階層の人が入っています。多いのは、弁護士、税理士、サラリーマン（ウーマン）です。市役所勤務の人もかなりいます。バーのママさんや芸術家もいます。議員さんもいますから、やはり外部の

監視機構の必要性を物語っていると思います。

## 名簿の公開は

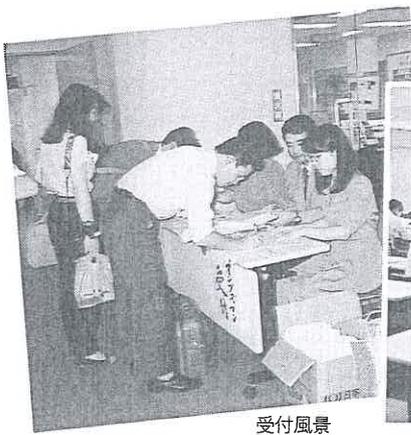
メンバーの中には、オンブズマンをぜひ支援したいが、いろんな事情があって名前の公開は困るという人も沢山います。本来ならあってはいいのですが、職場等で不利益を受けることがあっては困りますので、当面は公開しないことにしています。

## 活動の中心は

大きく言って二つあります。一つはオンブズマンの活動を物心両面で支えることです。これはタイアップグループ発足の動機と関連するのですが、オンブズマンの活動の充実・発展のためには、経済的支援が不可欠です。会費からの拠出金（会費の30%）による支援がこれにあたります。「心」の面では、メンバーの各々の情報や意見を提供してオンブズマンを支えることです。二つは市民にオンブズマン活動の広報をおこなうことです。広報紙「オンブズマン」の作成・配布がその主なものです。いずれは、今日的な意味での市民の権利の確立のために、公開講座などを開いて、共に研鑽を深めたいと思っています。

## メンバーに望むこと

タイアップグループは、オンブズマンを下支えし、オンブズマンの母体となる組織と考えています。その意味で、タイアップグループからオンブズマンを送り出すような力をつけていきたいと思っています。メンバーには、弁護士、税理士、建築士などの専門職もいるし、その他多種多様な人たちがいます。各人の情報と知見をあつめて相互研鑽に努めましょう。働きすぎて疲れたオンブズマン（笑）の人には、タイアップグループに戻って休養し英気を養って、またオンブズマンに復帰してほしいと思います。



受付風景



# 全国オンブズマン



司会

## 開かれた行政の実



吉岡和弘実行委員長

## 行政の実現をめ



高橋輝雄仙台市民オンブズマン代表



小野寺信一弁護士(仙台)

—— 全国連絡会議は、大成功と言い切ってもよいですね。

「うん。7月29日の第一日目は、130人の参加で、会場も熱気があったね。仙台を除いても全国13箇所ものオンブズマンの活動をしている人たちが参加したし、各地の生き生きとした報告は、本当に全国連絡会議の名称にふさわしい内容だった。第二日目の会議も議論が白熱して、時間が経つのが早かった。」

—— 実行委員長としては、ご苦労も多かったと思います。

「いやいや、土井君もご苦労様でした。君こそどうだったの。」

—— 終わってみると、面白かったです。全国のオンブズマンと連絡を取ったり、名簿を作ったり、とても新鮮な体験をさせていただきました。貴重な財産となりました。

「うん。一口にオンブズマンといっても、これだけたくさんあるとやっтерこともやっтер人も実に様々だよ。そういった多様なオンブズマンが初めて一堂に会したということ自体も今回の大会の成果といえるんじゃないだろうか。」



辻公雄弁護士(大阪)



秋田仁志弁護士(大阪)

# 連絡会議発足集会

1994. 7. 29~30

—— 吉岡和弘実行委員長に聞く

(聞き手 土井浩之実行委員)

懇親会



情報公開と株主代表訴訟についての討議 (2日目)



—— マスコミの注目もすごかったですね。

「宮城、仙台の汚職事件からちょうど一年ということもあり、地元特有の問題もあったが、なによりも議会の空洞化の中で市民が行政の問題に関心を持って行動を始めたということ。『市民』の在り方というか、その意味するものが変わっていきこうとしているところにマスコミが注目したとは考えられないだろうか。」

—— なるほど。ところで、今後の連絡会議はどうなりますか。

「全国に連絡組織ができたことで、各地のオンブズマンも力強く感じていると思う。連絡を取り合う中で各地のノウハウや教訓を交流しあえるし、そこから新しいアイデアも湧いてくるということもある。せっかくできた横のつながりを強め、今回不参加のオンブズマンの人達の参加を募って市民の信頼が得られる活動を行っていくことが今後の課題となると思う。」

—— 今日はおいそがしい中ありがとうございました。

「はい、どうも。土井君もお疲れ様でした。」



塚原英治弁護士(東京)



高橋利明弁護士(東京)



土橋 実弁護士(東京)



福島啓氏弁護士(名古屋)



新海 聡弁護士(名古屋)



(左) 井上善雄弁護士(大阪)  
(右) 圃山靖助氏(徳島)



南 俊二氏(京都)

# オンブズマン・メンバー紹介

- |                 |      |       |
|-----------------|------|-------|
| ①生年月日           | ②出身地 | ③職業   |
| ④血液型            | ⑤趣味  | ⑥家族構成 |
| ⑦オンブズマンになった動機   |      |       |
| ⑧タイアップグループに望むこと |      |       |



代表

## 高橋 輝雄

①1941年7月7日②横浜③弁護士④A型⑤登山・野球・飲食⑥妻・子2人(浪人、高3)⑦県政や市政につ

いての疑惑が発覚しても行政内部においてはもちろんのこと、議会においてもその真相解明の努力がなされなかった。これは腹立たしいことである。弁護士としての職能を生かし、できる限りのことをしてみようと思った。⑧1. 市民感覚をもって我々のやり過ぎ行き過ぎをチェックしてほしい。2. 広汎な市民に親しまれ信頼される運動をしてほしい。



副代表

## 藤田 紀子

①1946年2月23日②宮城県古川市③弁護士④B型(典型的なB型だとよくいわれる)⑤スキー・ヴァイオリン・麻雀・モーターボート・テニス⑥夫・子供3人⑦悪友

ではなくて賢友(そんな言葉があるのかな)の小野寺信一弁護士に誘われて市民オンブズマンを考える勉強会に出席したことがはじまり。⑧長続きするように楽しくやりました。



事務局長

## 小野寺 信一

①1948年3月22日②気仙沼市③弁護士④A B型⑤水泳・ゴルフ・旅行⑥妻・娘1人・息子1人⑦市民一人一人が地方自治を自分の問題としてとらえ行動する必要がある

と思ったため。⑧タイアップから次のオンブズマンが生まれ、オンブズマンを辞めた人もタイアップに加わるといふ関係を希望します。



## 内田 正之

①1957年3月21日②仙台市③弁護士④A型(Rh+)⑤テニス・野球・歩行・回文作り(例「信頼感増す分『オンブズマン』回覧し」)⑥妻、妻

との間に一男一女⑦生まれ育った仙台に法律家としていくばくかの貢献ができるかなとの思い。⑧何か行事がある際はなるべく多くの人に参加してもらいたいと思います。



## 庫山 恒輔

①1945年3月9日②秋田県湯沢市③団体職員(宮城地域自治研究所事務局局長)④O型⑤土いじり・おいしい

日本酒を少々いただくこと⑥妻・娘2人・義母(同居)⑦オンブズマンをつくらうという論議にかかわった者の一人として、いささかなりとも役立ちたいことがあれば、との思いで参加しました。⑧オンブズマンとほど良い緊張関係を持って下さい。



## 小松 正太郎

①1930年9月22日②気仙沼市字三ノ浜55③税理士④A型⑤釣⑥妻⑦知合いの弁護士のすすめでなんとなく。⑧よいネーミングで頼りになりそう。

もう一まわり大きくなってほしい。



## 西條 芳郎

①1948年1月25日②宮城県石巻市③居住環境プランナー④A型⑤歩き廻る事・漫画収集・星空を見る事⑥妻・長女(11才)・長男(9才)⑦行政

に対して市民ができるチェック機能として、議会がありますが、これまでの流れを見ると、十分な役割が果たされていない。北欧における福祉オンブズマンを聞いて、仙台でも行政に対して、明確にチェックできるオンブズマン制度があればと考えていました。オンブズマンが機能することにより、行政関係者が、トップダウンで無理に押し付けら

れた、反社会的指示を、これ迄以上に拒否できる事でしょう。⑧オンブズマンに対する正しい理解をしていただき、オンブズマンを物心共に支えて欲しい。そしてその内から新しいオンブズマンが誕生していけばと思います。グループの内でのネットワークによりこれまで以上にグループ参加者の領域が広がる事も大切だと考えます。



## 齋藤 拓生

①1958年6月5日②北海道旭川市③弁護士④A型⑤野球⑥妻・子供男3人(5才、2才、1才)⑦私は、弁護士となって6年目ですが、この間、

行政を相手方とする事件に積極的に取り組んできましたが、個別事件の対応には大きな限界があることを痛感させられました。行政=権力は、常に主権者の批判にさらされている必要があると思い、オンブズマンに参加させて頂きました。⑧現在の仙台市民オンブズマンは、弁護士中心の構成で、活動も訴訟が中心となっています。この1年間の活動で一定の成果を収めました。これからは、市民の方々の声を取り入れて、訴訟=事後処理だけでなく、政策提言等の活動も行う必要があると思います。多様な人材で構成されるティアアップグループの方々には、オンブズマンと市民をつなぐパイプ役になって頂けたらと思います。



## 佐川 房子

①熟年組②岩手県③弁護士④A B型⑤小説を読むこと(一度でいいから自分でも書いてみたい。)⑥家族構成と生年月日はタレント志望の為、

書かないでおきます⑦市長が逮捕されて行政に対して不信感を持ったこと。⑧不偏不党の立場で開かれた地方自治のために、一緒に努力してもらおうこと。



## 島 和雄

①1947年8月3日②石巻市③歯科医師④O型⑤映画評論・酒・読書・水泳・勉強…ただし、どれ一つとして満足なもの無し⑥妻・娘⑦病気の予

防は、治療や機能回復と同様に常に考えておかなければならない重要な課題です。病気の予防の概念は、早期発見・早期治療、初発の防止、治療後の再燃再発の防止、そしてより一層の健康化と言う形で説明されますが、その方法は簡単に言えば自ら病気を早期に「気付き」又はその病因を

「発見」して、より健全なるものへ変容する「努力」と言うことができます。オンブズマンの活動は、社会健全化のための「気付き」「発見」「努力」の方法と考えます。⑧たくさんありますが、監視役の意味も有る様に思います。その辺のこともよろしく願います。



## 土井 浩之

①1962年7月9日②仙台市③弁護士(仙台中央法律事務所)④B型⑤音楽創作・演奏・パソコン(マック)・近鉄パファローズ⑥父・母(もう1

人希望)⑦かじかが鳴く広瀬川が街中を流れる仙台にふさわしい市政が実現することを望んで。



## 半沢 力

①1956年9月②仙台市③弁護士④O型⑤ハイキング⑦「乱訴の兵」の一人です。数年前、「岩手靖国訴訟」の控訴審で助っ人を頼まれ、岩手県

議会の靖国神社公式参拝要請決議の違憲無効を主張しました。この裁判に参加し、公式参拝は違憲であるという「実質全面勝訴」の判決を勝ち取る機会に恵まれました。この裁判を戦い抜く過程では、全国で靖国問題を戦う原告団・弁護団の方々との経験交流を持ちましたが、その際、参加された方が、「自分は『乱訴の兵』として立ち上がった。」という挨拶をされました。一部の法曹は、住民訴訟は政争の具にされている、「乱訴の幣」がある、なるべく訴える権利を制限するように法律を解釈すべきだと公言していました。そのような見方が、大局を見誤った皮相な見解であったことは、今日疑うべくもありません。我が宮城県でも、自浄装置が故障したままで、自分では直せないとのことで、乱訴の兵に修理が求められたので、参加した次第です(だから「月に代わって・・・」などという大それたことを考えて参加したではありません)。



## 舩岡 和夫

①1941年9月23日②新潟県長岡市③私大教員(東北工業大学工業意匠学科教授)④B型⑥妻と一女一男⑦地域を豊かにととのえるには、住民が

参画すること。それがいくつかの地域との共同の到達点。だから私も。⑧あなたも。



## 増田 隆男

①1945年4月11日②北海道室蘭市③弁護士④A型⑤読書・映画・へたな水泳⑥妻・子供2人⑦6年前の合併問題の時、泉市の「住民投票」は住民自治の可能性と深さを教えてくれました。それが私の「出発点」かもしれません。



## 松澤 陽明

①1950年3月9日②宮城県③弁護士④B型⑤料理・スキー⑥妻・男児2人、金魚2匹（今年猛暑のため死去）⑦とりたてて高尚な動機があったわけではありません。友人の甘い言葉に乗せられてしまっただけです。⑧どんどん行動して下さい。（オンブズマンが不要になるように。）



## 宮田 猪一郎

①1935年1月23日②東京都③不動産鑑定士ほか④A B型⑤旅行・仕事⑥妻・四男・五男⑦遠因…11才の時、憲法が制定された。それ以来自由と民主主義が生活信条になった。近因…自分が市民の一人である責任を感じた。⑧監査請求や訴訟の外にも市民にできるいろいろなことがあると思います。沢山の人の知恵と行動に期待します。



## 山田 忠行

①1946年5月19日②仙台市③弁護士④血液型性格判断は嫌いです⑤読書（SF・歴史もの等）・麻雀（少々）・パチンコ（時々）⑥妻・長女（高3）・長男（高1）⑦私は、暴力団と小役人（地位とかでなくその根性）が大嫌いで、そのような人達が威張りちらすことにまんができないから。⑧のびのび、楽しく、しつこく頑張してほしい。



## 吉岡 和弘

①1947年11月14日②北海道③弁護士④A型⑤?⑥妻・子2人⑦誘われるままに。⑧月に一度は赤ちようちんで、酒を飲ましてほしいこと。極力、オンブズマンと接触を持つ機会を作っていただきたいこと。

### ＜編集部からのコメント＞

現在のメンバーは以上の18名ですが、創立時から今年6月まで、鈴木宏一弁護士（写真下中央）もオンブズマンとして活躍されました。青葉山、大年寺山訴訟等の代理人はひきつづきつとめていただいております。



# 「仙台市民オンブズマン」の活動

'93.6.24~'94.10.15

- '93. 6. 24 仙台市民オンブズマン発足
- 29 県知事・仙台市長交際費開示請求
- 7. 21 青葉山環状公園問題住民監査請求
- 〃 県知事交際費一部開示（第1次）
- 24 発会式・発足記念パーティー
- 8. 8 仙台市長候補への公開質問書提出
- 13 県知事交際費一部開示（第2次）
- 〃 県知事交際費一部開示（第1次）異議申立書提出
- 17 県知事交際費異議申立（第2次）
- 18 青葉山住民監査請求意見陳述
- 26 8月例会
- 9. 30 9月例会
- 10. 8 大年寺山情報開示請求
- 12 青葉山公園問題提訴
- 14 仙台市長交際費開示請求（7～9月）
- 28 大年寺山情報一部開示
- 31 青葉山・大年寺山現地調査
- 11. 1 青葉の森関係情報開示請求
- 4 仙台市長交際費一部開示（7～9月）
- 5 仙台市長交際費開示請求（10月）
- 8 大年寺山土地台帳開示請求
- 9 仙台清掃公社委託料問題住民監査請求
- 16 11月例会
- 25 大年寺山公園問題住民監査請求
- 26 仙台市長交際費（10月）・青葉の森関係情報一部開示
- 12. 2 大年寺山土地台帳一部開示
- 〃 仙台市代表監査委員との話し合い
- 〃 仙台市長交際費開示請求（11月）
- 7 青葉の森関係情報閲覧
- 15 青葉山公判①
- 16 大年寺山住民監査請求意見陳述
- 〃 仙台市長交際費一部開示（11月）
- 21 12月例会
- 22 オンブズマン制度導入についての申し入れ（仙台市長宛）
- 〃 知事交際費異議申立に関する意見書提出
- '94. 1. 6 県知事（10～12月）・仙台市長交際費（12月）開示請求
- 7 知事交際費（ウラ金分）開示請求
- 18 県知事交際費一部開示（10～12月）
- 27 1月例会
- 28 仙台市長交際費一部開示（12月）
- 2. 14 青葉山公判②
- 18 大年寺山公園問題提訴
- 23 2月例会
- 3. 1 県知事・仙台市長交際費開示請求（1～2月）
- 〃 ウラ金捻出問題で本間前知事ら告発
- 15 仙台市長交際費一部開示（1～2月）
- 16 県知事交際費一部開示（1～2月）
- 〃 オンブズマン制度創設についての申し入れ（県知事宛）
- 24 3月例会
- 28 青葉山公判③
- 4. 1 県知事・仙台市長交際費開示請求（3月）
- 14 仙台市長交際費一部開示（3月）
- 16 県庁裏金づくり告発人募集の件で街頭宣伝
- 19 県知事交際費一部開示（3月）
- 25 4月例会
- 27 大年寺山鑑定料住民監査請求
- 5. 2 県知事・仙台市長交際費開示請求（4月）
- 9 大年寺山情報一部開示
- 16 県庁裏金づくり告発人目録提出
- 18 仙台市長交際費一部開示（4月）
- 〃 県情報公開審査会意見陳述
- 23 青葉山公判④
- 〃 大年寺山再鑑定結果開示請求
- 〃 県知事交際費一部開示（4月）
- 25 5月例会
- 26 大年寺山鑑定料監査請求意見陳述
- 6. 1 県知事・仙台市長交際費開示請求（5月）
- 8 仙台市顧問に関する資料開示請求
- 13 大年寺山再鑑定関係資料一部開示
- 14 大年寺山調査結果に関する資料の件について公開質問状提出（仙台市長宛）
- 16 大年寺山再鑑定書非開示決定取消訴訟提出
- 20 県知事・仙台市長交際費一部開示（5月）
- 22 大年寺山鑑定料監査請求棄却通知
- 23 6月例会
- 24 仙台市顧問に関する資料一部開示
- 28 大年寺山公判（対職員・鑑定業者）①
- 7. 1 県知事・仙台市長交際費開示請求（6月分）
- 11 大年寺山公判（対売主）①
- 14 大年寺山公判（鑑定料）①
- 19 仙台市長交際費開示（6月分）
- 21 県知事交際費一部開示（6月分）
- 25 青葉山公判⑤
- 26 7月例会
- 29 全国オンブズマン連絡会議発足集会（30日まで）
- 〃 仙台市民オンブズマン・タイアップグループ結成集会
- 8. 1 県知事・仙台市長交際費開示請求（7月分）
- 22 県知事・仙台市長交際費一部開示（7月分）
- 25 仙台市顧問制度の廃止を求める意見書提出
- 30 8月例会
- 9. 1 県知事・仙台市長交際費（8月分）・青葉山道路問題審議会資料開示請求
- 6 仙台市公有財産価格審議会委員委嘱に関する公開質問状提出
- 12 青葉山公判⑥
- 14 前記公開質問状に対する回答についてのコメント発表
- 16 仙台市公有財産価格審議会資料および仙台市用地調整課食糧費開示請求
- 19 県知事・仙台市長交際費一部開示（8月分）
- 〃 大年寺山再鑑定書開示請求
- 20 大年寺山（対職員・鑑定業者）公判②・大年寺山（鑑定料返還）公判②
- 21 青葉山道路問題審議会資料および大年寺山再鑑定書開示
- 26 大年寺山公判（対売主）②
- 27 大年寺山再鑑定書非開示決定取消訴訟取り下げ
- 28 9月例会
- 10. 3 県知事・仙台市長交際費開示請求（9月分）
- 13 仙台市顧問報酬非開示についての異議申立
- 15 会報「オンブズマン」No.1発行

# ご報告とお礼

タイアップグループ会長 佐久間 敬 子

秋の到来を感じる候となりました。

皆様ご健勝でお過ごしでしょうか。記録的な酷暑と9・22豪雨で被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、過日、仙台市民オンブズマンタイアップグループの結成・加入を呼びかけましたところ、各界各層の方々多数にご加入いただき大変有り難うございました。

去る7月29日の全国オンブズマン連絡会議の終了後、タイアップグループの設立総会を開催し、会則のご承認と役員を選出を行い、無事設立総会を終了することができました。

タイアップグループの活動内容は、

1. 会報の発行（年2回）
2. 市民のための公開講座などの開催
3. その他の事業の企画、実施

となっておりますが、本年度は、次のとおり予定しております。

- ★会報の発行 1994年10月15日  
第1号発行  
1995年6月15日  
第2号発行

★1995年1月中旬

オンブズマン・タイアップグループ新年大交流会

★1995年7月中旬～下旬

定期総会（兼学習会あるいは公開講座）

これらの活動を踏まえ、今後は順次活動内容を、多様化していきたいと思っております。

現在の加入員数は、129名ですが、多勢の方々のご加入をお待ちしています。

ご加入希望者は事務局までご連絡ください。

タイアップグループ事務局

青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階  
宮城地域自治研究所内  
電話・FAX 022(261)5029

〈タイアップグループ役員〉

会 長 佐久間 敬 子  
副会長 河 村 直 人  
" 日 出 雄 平  
" 三 塚 芳 徳

以上、どうぞ宜しくお願いいたします。

## 仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会 費：年10,000円  
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。  
市民の為の公開講座などを開催する。  
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総 会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役 員：会 長 1名  
副会長 若干名  
会 計 1名  
会計監事 2名
- (6) 役 員 会：必要に応じて開催する。
- (7) 事 務 局：事務局長（オンブズマンの事務局次長が兼任する）  
事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。